

平成29年第1回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成29年1月23日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 例月出納検査（平成28年11月分）
 - 2) 平成29年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会概要報告
- 第 4 町長の招集あいさつ
議案上程・議案審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 5 議案第1号 美郷町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 第 6 議案第2号 美郷町税条例等の一部改正について
- 第 7 議案第3号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第10号
- 第 8 議案第4号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号
- 第 9 議案第5号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	9番	泉美和子君
10番	細井邦男君	11番	熊谷隆一君
12番	藤原政春君	13番	飛澤龍右エ門君
15番	熊谷良夫君	14番	森元淑雄君
16番	杉澤隆一君	18番	高橋猛君

欠席議員（2名）

8番	武藤威君	17番	深沢義一君
----	------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	齊藤敦子君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	高橋穰君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 事務局長	鈴木忠君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	煙山光成君	生涯学習課長	高橋一久君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回美郷町議会臨時会を開会いたします。

ただちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、深澤 均君、9番、泉 美和子君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議長の諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より、例月出納検査平成28年11月分の結果報告がありました。

2として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、平成29年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告がありました。

その写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつを行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

○町長（松田 知己君） おはようございます。

平成29年第1回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

はじめに、この冬の降雪等による被害の状況についてですが、1月13日、美郷町堆肥センターの製品保管ハウス東棟の屋根部分が積雪により全壊、また1月15日、美郷町武道館弓道場的場の屋根が倒木により一部損壊の被害があったほか、雪下ろしなどの作業中の事故として、重傷者1件の報告がございました。なお、1月20日現在の町内6ヵ所の観測地点の平均積雪量は、59.8センチメートルとなっております。

次に提出いたしました議案の概要について、ご説明いたします。

議案第1号「美郷町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について」ですが、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たに農業委員の定数を定めるため、お諮りするものです。

議案第2号「美郷町税条例等の一部改正について」ですが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、お諮りするものです。

議案第3号「平成28年度美郷町一般会計補正予算第10号」についてですが、臨時福祉給付金の給付に係る経費の追加、美郷町堆肥センター製品保管ハウス建設工事費の追加及び道路等の除排雪に要する経費の増額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第4号「平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号」についてですが、国の簡易水道再編推進事業2次補正による追加配分に伴い繰越明許費を定めることについて、お諮りするものです。

議案第5号「平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号」についてですが、新

設公共樹設置接続工事の増額に伴う歳出予算の組替えについて、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第1号 美郷町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木 忠君） 議案第1号についてご説明いたします。提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法について、公選制から議会の同意を要する市町村長による選任制に改められたことから、新たに農業委員の定数を定める必要が生じたため提案するものでございます。

条例案の内容でございますが、議案2ページ別紙をお開き願います。第1条は、この条例の趣旨を規定し、第2条は、農業委員の定数を17人とするものです。附則第1項は、この条例の施行期日を平成29年7月20日とし、附則第2項及び第3項は、既存の条例を廃止するものです。以上で説明は終わります。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、泉美和子君。

○9番（泉 美和子君） 定数を17人とした根拠は何でしょうか。

○議長（高橋 猛君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木 忠君） お答えいたします。旧町村におきましての農業委員の人数等を参考にしてございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ですか。9番、泉美和子君。

○9番（泉 美和子君） 上限があると思いますけれども、それと現在の人数と比べていくと、もうちょっと多くてもいいのではないかと思ったのですけれども。そういう立場からの質問で

す。

○議長（高橋 猛君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木 忠君） お答えいたします。上限でございますが、農業者の面積とか農業者の数等によって法律で定められておりますが、美郷町の場合は、農業委員の数の上限は37人となっております。全国的な平均ですが、農業委員の数はだいたい16人ほどとなっております。そういったことを目安に、また、これまでの実績等からしまして現行は選挙委員が16人、プラス推薦委員が5名となって21名の現行委員ですけれども、これまでの実績や実務等からみましても17人で十分やれるのではないかという判断のもとでございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

○議長（高橋 猛君） 反対討論ですか。（「はい」の声あり）

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、泉美和子君、登壇願います。

○9番（泉 美和子君） おはようございます。

議案第1号に反対の立場から討論いたします。改正された農業委員会等に関する法律は、法律の目的から農民の地位の向上を削除し、委員の公選制を廃止して市町村長の任命制にし、意見の公表、権利を業務から削除するなど、農業委員会の農業者の民主的な機関としての性格を法律から消し去り、制度の根幹を変質させるものです。地域農業や農地を守る農業委員の役割は、ますます重要になっていますが、委員定数を17人とこれまでより少なくすることは地域の農地や人の事情に精通している委員が少なくなることであり、農家の意見が農政に反映しにくくなるものと考えますのでこの議案には反対します。

○議長（高橋 猛君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで討論を終わります。

議案第1号についてこれより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者14人)

○議長（高橋 猛君） 起立多数と認めます。よって、議案第1号 美郷町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第2号 美郷町税条例等の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（齊藤 敦子君） 議案第2号 美郷町税条例等の一部改正についてご説明いたします。

提案理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、美郷町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。改正条文は4ページから12ページにございますが、今回の主な改正内容についてご説明いたします。消費税率10%への引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴い、所要の規定を整備する必要性が生じたものでございます。平成28年5月11日に行われた第4回美郷町議会臨時会でご承認いただいた町民税の法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の環境性能割導入に伴う規定及び住宅ローン減税についてですが、今回の改正がこれらの施行期日前の改正であるため、規定の削除及び整備等を行い、施行期日を変更して新たに所要の規定を整備するものでございます。町民税法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税環境性能割の創設にかかる改正規定の施行期日は、平成31年11月1日に変更、住宅ローン減税等の適用期限は平成33年まで延長するものでございます。

それでは、議案資料集の新旧対照表にてご説明しますので、議案資料集1ページをご覧ください。第35条の2は、名称の変更でございます。同じページ下段から2ページ上段、第5条の3の2は、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長でございます。中段第18条の2及び第19条は軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う整備でございます。3ページ旧の第33条の4は、町民税の法人税割の税率引き下げの導入の時期が変更になったことに伴う

削除でございます。6ページ中段旧の第77条から10ページ上段旧の第87条までと同じページ中段旧の第13条の2から次のページ上段旧の第13条の6までは、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う削除でございます。同ページ中段からの第14条は軽自動車税のグリーン化特例の1年延長にかかる規定の整備でございます。13ページ中段第18条の3及び第19条は軽自動車税の環境性能割の導入に伴う規定でございます。第33条の4は町民税の法人税割の税率を引き下げる規定でございます。第77条は軽自動車税を三輪以上の軽自動車に対し環境性能割によってその所有者に種別割により課す規定でございます。次のページ上段第78条から17ページ第87条までは、環境性能割導入にあわせて所要の規定をするものでございます。同ページ下段第13条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は秋田県が行う旨の規定でございます。18ページ上段第13条の3は、知事が普通自動車に対し、環境性能割を減免した場合における軽自動車の環境性能割の減免について規定するものでございます。第13条の4は、知事に対する軽自動車税の環境性能割の申告義務を規定するものでございます。第13条の5は、環境性能割について徴収額の5%を徴収取扱い費として秋田県に交付する旨の規定でございます。第13条の6は、環境性能割の税率について当分の間0.5%から2%の範囲にする旨の規定でございます。同じページ下段から次の19ページ上段の第14条は、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る規定の整備でございます。中段から20ページ上段の第1条は法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う施行期日の変更で平成31年10月1日から施行される旨を規定してございます。第2条の2は、法人税割の税率引き下げの時期が変更になったことに伴う既定の整備でございます。下段の第3条の2は、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る経過措置の新設でございます。21ページ第4条は、軽自動車税の環境性能割の導入の適用年度の変更で平成32年度から適用される旨を規定してございます。議案集にお戻りいただいて12ページをご覧ください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行されますが、第1条中美郷町税条例第35条の2第1項ただし書きにおける特例認定特定非営利活動法人への名称変更は、平成29年4月1日から適用する旨を規定してございます。以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 美郷町税条例等の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第3号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第10号を上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（本間 和彦君） 議案第3号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第10号についてご説明いたします。今回の補正の内容でございますが、1億3550万1千円を追加する件、及び繰越明許費の補正1件でございます。はじめに、第2表繰越明許費補正をご説明いたします。17ページをお願いいたします。9款1項の消防施設整備事業費でございますが、町の簡易水道事業にかかる消火栓設置にかかる負担金でございまして年度内設置を予定していた一部につきまして繰り越し事業とするものでございます。理由としましては本体事業であります簡易水道事業が国の補正予算配分により繰り越しとなる見込みのためでございます。続きまして、歳入につきましてご説明いたします。22ページ、23ページをお願いいたします。9款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○福祉保健課長（高橋 久也君） 13款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金ですが、簡素な給付措置における臨時福祉給付金に対する国庫負担分、平成29年4月から31年9月までの分

として、歳入として入ってくるものでございます。10分の10の補助率でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 続いて24ページからの歳出について説明いたします。2款1項1目一般管理費の報酬ですが、このたび普通交付税の一本化算定に伴う財政健全化の取り組み方針に基づきまして、町長、副町長、教育長の給料につきまして特別職報酬等審議会に諮問したく、委員の報酬を補正するものであります。

○企画財政課長（本間 和彦君） 続きまして、6目企画費でございますが、8節報償費に20万8千円を計上してございます。これは、ふるさと納税の返礼品に要する予算の追加分でございます。先月末日現在のふるさと納税の総額は、599万2千円、件数は136件でございます。昨年度の同期との比較では、総額で167万3千円、38.7%の増、件数で44件、48.8%の増となっておりまして、予算に不足が見込まれるため、計上するものでございます。

○生涯学習課長（高橋 一久君） 次に10目未来づくり交付金事業費でございますが、19節合宿応援事業補助金です。宿泊交流館ワクアスに宿泊し交流する団体に支援をしているところでございますが、現在12団体、延べ478名に対して補助実績がございます。今後の予約状況等を考えますと予算に不足が見込まれるため、追加をお願いするものです。

○福祉保健課長（高橋 久也君） 続きまして、3款1項1目社会福祉総務費ですが、国の第2次補正予算によりまして、引き続き臨時福祉給付金が支給されることになりました。平成29年4月までには申請受付を開始しまして早期に支給したく作業にとりかかるため、職員の時間外、通知書・申請書、郵券代、電算委託料などの必要な経費の補正をお願いするものです。今回の支給対象は平成28年1月1日現在で町に住所を有し、住民税非課税で他の方の不要となっていない方を対象に平成29年4月から平成31年9月までの2年半分として1万5千円を支給するもので、20節扶助費に4,200人分、6,300万円を計上しております。

○教育総務課長（煙山 光成君） 次に2項4目子育て支援費の11節需用費でございますが、仙南っ子児童クラブの畳の表替え等にかかる修繕費でございます。昨年発生しました雨漏りによりまして一部の畳が傷んでおりまして、できるだけ早い段階で修繕をしたく増額をお願いするものでございます。

○農政課長（高橋 穰君） 26ページ、27ページをお願いいたします。6款1項7目畜産業費ですが、1月13日未明、降雪による雪の重みで美郷町堆肥センター製品保管ハウス東棟の屋根部分が崩壊してしまいました。現地は1月11日からわずか3日間で100センチメートルを超える積雪で寒波

による低温のため屋根に積もった雪が滑らず、その重みでつぶれてしまったものと思われます。ハウスの補強を含めた復旧を行いたく、15節に建設工事費の追加をお願いするものでございます。

なお、建設工事費につきましては、全額保険対応となる見込みでございます。

○建設課長（小林 宏和君） 続きまして、8款2項2目道路維持費は、除雪関係の補正でございます。除雪出動につきまして町内3地区の出動回数に差異はございますが、1月16日現在で11月は山麓沿いを1回、12月は8回から12回、1月は3地区とも6回で町内全体の一斉除雪に換算しますと約16回の出動となっています。今後除雪対応できる回数ですが、予算上残り9回程度と見込まれています。1月16日以降の過去3か年の除雪回数は14から23回が実績となっております。今後の降雪に万全を期するため、23回程度の出動を想定したく、不足分となる14回相当の補正予算を計上してございます。3節は除雪センター職員6名の時間外手当、11節は機械燃料費と修繕料57台分、13節は出動14回に要する委託費でございます。

○生涯学習課長（高橋 一久君） 続きまして、10款5項1目保健体育総務費19節スポーツ少年団補助金でございますが、1月3日から5日に秋田市で開催されました秋田県ミニバスケットボール交歓大会において千畑バスケットボール少年団男子が健闘の結果3位となりました。そして東北大会への出場権を獲得しましたので、東北大会の開催地は山形県天童市でございますが、3月11日、12日の両日にわたって開催されます。スポーツ少年団等選手派遣費補助金交付要綱に基づき、派遣費を算出したところ予算に不足が見込まれることから追加をお願いするものでございます。次の2目11節修繕料でございますが、12月21日に総合体育館リリオスの空調機器保守点検を行ったところ、室外機ファンインバーター1機の故障とエアコン室内ユニット2機の通信障害が報告されました。そこで速やかに快適な練習環境の整備を図りたくその修繕経費をお願いするものでございます。

○教育総務課長（煙山 光成君） 次に3目学校給食費でございますが、消耗品費は食器の更新にかかる経費の不用額を減ずるものでございます。また、修繕料は南北学校給食センターの修繕予算が残りわずかとなっております。今後の故障等に備えるため増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 27ページの畜産業費のところですが、堆肥センターが倒壊したということで町長の行政報告なり、今の課長さんからの報告なりの中でありましたけれども、13

日に倒壊して今日23日ですけれども、ずいぶん素早く復旧の予算が盛られたということで、先ほどパイプハウスの補強等を勘案してというような説明がありましたけれども、そこら辺の補強の程度というか十分に検討されたのか、というのは幾度となく倒壊しているというような状況でありますのでそこら辺がちょっと甘いのではないかという感じを持ってございますのでその辺のことをご説明願いたいと思います。それからもう1点ですけれども、こういう災害がおきますと共済ですぐ全額負担になるというような答弁を幾度となく聞くわけですけれども、この堆肥センターのハウスの損害保険と申しますか、どのような内容になっていてどの程度の保険料を支払っているものなのか、そこら辺のところも詳しく説明願いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 農政課長。

○農政課長（高橋 稔君） 現場の状況や経緯についてももう少し詳しい説明を含めましてご質問にお答えしたいと思います。堆肥センターには今製品保管ハウスが2棟ございます。今回崩壊した隣にある西棟が平成25年2月に同じように雪の重みで崩壊し復旧工事を行った経緯がございます。その際重さに耐えられるようにみね部分を一本おきにダブルアーチとして補強するとともに被覆ビニルの素材を今よりもすべりやすいものに変更して復旧しております。この2棟の製品保管ハウスの中には製品である堆肥を入れているわけではありますが、温度がこもらないように切りかえしを行い、その都度互いの棟に移動してございます。製品の温度がある程度高いうちはその熱で屋根の雪がすべりやすいのですが、今回崩壊した東棟には、たまたま製品の切りかえし移動の過程でハウスの中にほとんど製品が入っていない状況でありました。このタイミングで寒波による低温の中、3日間で100センチメートルを超える急な積雪という悪条件が重なり屋根に積もった雪が滑らずその重みでつぶれてしまったものと考えております。施設につきましては、株式会社美郷の大地が指定管理者となって維持管理しておりますが、前回平成25年2月の経験を踏まえまして、気象被害を防止するよう管理について町でも指導し、現場でも十分注意しておりました。具体的にであります、ハウスから滑り落ちた脇の除排雪の徹底ですとか屋根の雪がすべりやすくなるよう比較的温度の高い製品の置き方を工夫するなど、それでも雪が滑らない場合にはジェットヒーターにより強制的にハウス室内の温度を上げるなどの対応を行ってきております。今回につきましては、1月10日の夜から寒波、降雪で、町で計測している善知鳥地区の積雪が、11日が35センチメートル、12日が72センチメートル、被害当日は100センチメートルでありました。被害現場で当日崩壊した際、職員が測った際には110センチメートルを超える積雪であったという報告も受けております。さらに11日か

ら13日までは毎日平均気温がマイナス3度を下回るような真冬日でありました。この間補強をして改修した西棟につきましては屋根の雪はその都度滑り落ちておりましたが、東棟の屋根が滑らなかったために、2日目の12日午後にジェットヒーターをつけましたが、それでも滑らず、ただ夜間は無人となるために消して、翌日朝から引き続き温める予定であった矢先の崩壊でありました。ハウスの屋根の高さは6.5メートルと大変高く、人的に棒やスコップで降ろすことは大変難しいものですから、指定管理者による施設管理は十分に最低限の管理は行なっていたものと考えられます。当日はそれを超える気象条件が重なってしまったものと考えております。構造につきましては、先ほどお話したとおりにみね部分を1本おきにダブル構造とすることで補強することと、被覆材をすべりやすいものに変更するというので、西棟の方は今回滑り落ちていたということだったので、同じような構造で対応できるのではないかと考えております。指定管理者の美郷の大地の方では、落ちてきた雪の排雪などはきちんとやられておったということですので、通常の管理はされていたものと考えられ、町の負担で工事費をお願いするものでございます。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 私の方で、保険関係のことをお話ししたいと思います。保険でございませぬけれども、町の所有する建物等につきましては全国自治協会の公有建物災害共済のほうに加入してございます。その建物でいわゆる今お話ししたとおりの物件のみならず例えばこの庁舎だとかすべての物件の建物が加入しているということで、概ねでございませぬけれども1,100万なにがしの保険料をお支払いしているという状況でございませぬ。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 私は、指定管理者の管理そのものをまずかったとか、そういう意図はございませぬで、通常冬期には1、2度あるような降雪に耐えうるような施設をきちんとつくって指定管理者に渡すといいますか、やるのが町のやるべきことかなと思つての質問でありましたので。西棟が今回潰れなかったということは、それを今回潰れた方の棟にも適用すればまず安全だというような判断であればそれはそれで結構でありますので、よろしくどうかお願いします。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号 平成28年度美郷町一般会計補正予算第10号は原案のとおり決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第8、議案第4号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(小林 宏和君) 議案第4号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。今回の補正の内容は、繰越明許費の設定3件でございます。それでは、第1表繰越明許費をご説明いたします。31ページをお願いいたします。簡易水道再編推進事業としての2次補正が昨年末国より内示され、それぞれの事業の工事発注等について繰越明許費としながら対応したく計上したものでございます。1段目の1款3項の簡易水道安定供給推進事業費ですが、六郷畑屋地区、旧六郷西部地区の配管工事に要する経費でございます。続いて同じく水道水質安定化推進事業費ですが、仙南東部地区の紫外線設備工事に要する経費です。続きまして簡易水道未普及区域解消事業費ですが、千畑中央地区の西部エリアの配管工事に要する経費です。いずれも工期は本年9月の予定としてございます。説明は以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第9、議案第5号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を上程し、議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(小林 宏和君) 議案第5号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。歳入歳出それぞれの予算額に変動はございません。歳出38、39ページをお願いいたします。歳出の1款2項1目15節ですが、後三年処理区内におきまして集落排水加入の申込みが昨年末にございまして公共枡設置工事費1件分の補正と18節は事業完了見込みによる減額でございます。説明は以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号 平成28年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 猛君) 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第1回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

(午前10時44分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 29 年 1 月 23 日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 深 澤 均

署 名 議 員 泉 美和子